

令和5年3月31日

令和4年度新たな加工食品の原料原産地表示制度に係る表示実態調査結果

平成29年9月1日に食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部が改正され、輸入品を除く全ての加工食品に原料原産地表示を義務付け、令和4年3月31日までを経過措置期間としていた。

そこで、新たな加工食品の原料原産地表示制度における原料原産地表示の対応状況等を把握するため、食品スーパーの協力を得て令和4年7月に以下のとおり調査を行った。

1. 調査概要

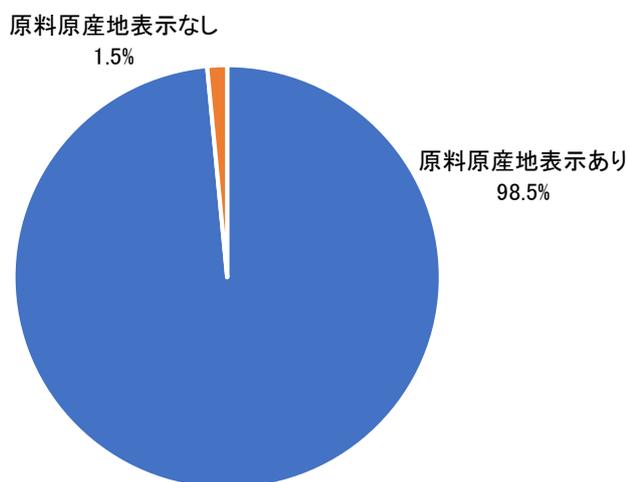
日 時	令和4年7月26日 午前8時から約3時間
場 所	神奈川県横浜市の食品スーパー
対 象	各商品棚の上から2段目の商品1,461点 (内訳：国産品1,339点、輸入品122点)
調査項目	(1) 加工食品（輸入品及び添加物のみで構成される加工食品を除く。）の原料原産地表示の有無 (2) 原料原産地表示の根拠法令等 (3) 新たな原料原産地表示における商品の表示方法
調査方法	義務表示事項の記載箇所（一括表示欄等）及び容器包装上に表示された原産地情報等をデジタルカメラで撮影し確認。

2. 調査結果

(1) 調査した加工食品（輸入品及び添加物のみで構成される加工食品を除く。）の原料原産地表示の有無

	商品数
原料原産地表示あり	1,315
原料原産地表示なし ^{※1}	20
合計	1,335 ^{※2}

[原料原産地表示の有無の割合]



※1 経過措置期間（令和4年3月31日まで）に製造され、又は加工された加工食品には原料原産地表示が表示されていない場合があります。

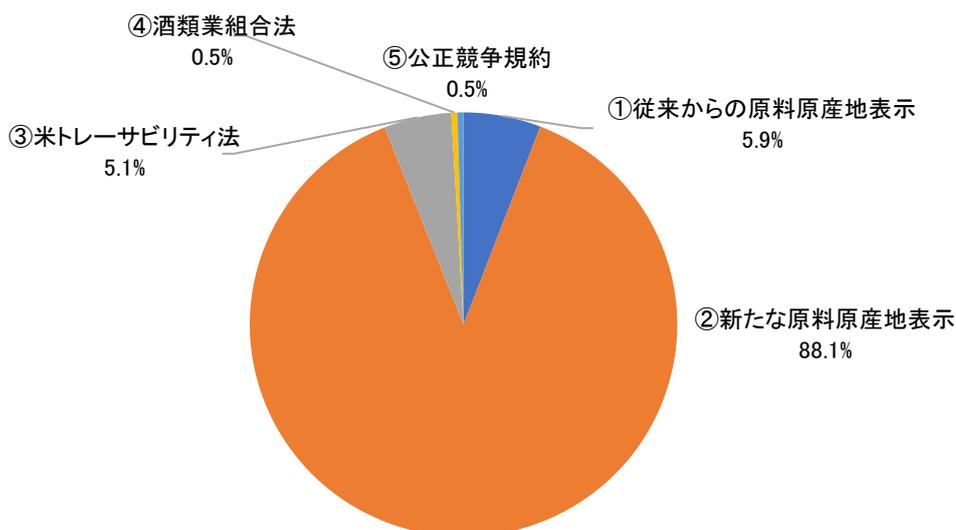
※2 全調査対象商品から輸入品を除いた1,339点のうち、添加物のみで構成される加工食品等4点を除いています。

(2) 原料原産地表示がある商品の根拠法令等

- ① 食品表示基準別表第15（従来からの原料原産地表示）
- ② 食品表示基準第3条（別表第15を除く。）（新たな原料原産地表示）
- ③ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法（平成21年法律第26号））
- ④ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒類業組合法（昭和28年法律第7号））
- ⑤ 公正競争規約
- ⑥ 業界ガイドライン等

	商品数
① 従来からの原料原産地表示	77
② 新たな原料原産地表示	1,159
③ 米トレーサビリティ法	67
④ 酒類業組合法	6
⑤ 公正競争規約	6
⑥ 業界ガイドライン等	0
合計	1,315

[原料原産地表示がある商品の根拠法令の内訳]

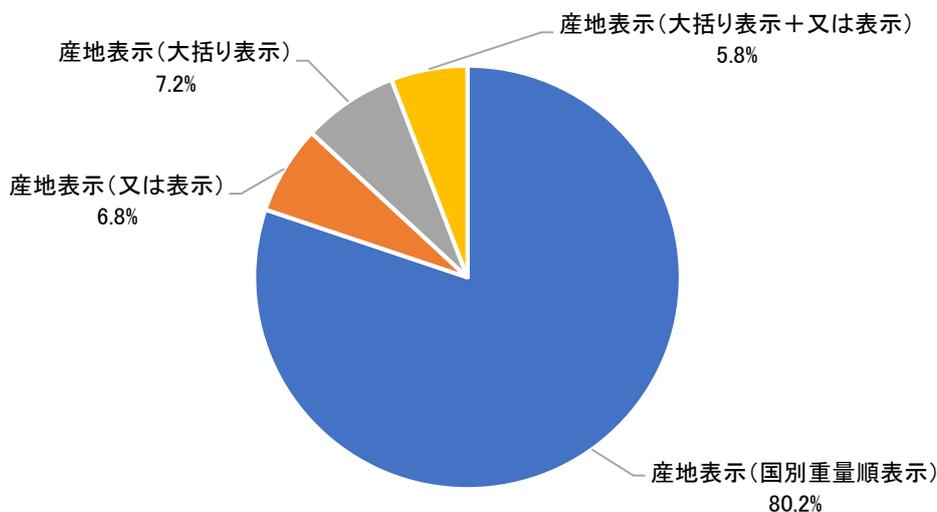


(3) 新たな原料原産地表示がある商品の表示方法（産地表示及び製造地表示のそれぞれにおける「国別重量順表示」、「又は表示」※³、「大括り表示」※⁴及び「大括り表示＋又は表示」）

ア 対象原材料が生鮮食品の場合

	商品数
産地表示（国別重量順表示）	332
産地表示（又は表示）	28
産地表示（大括り表示）	30
産地表示（大括り表示＋又は表示）	24
合計	414

[対象原材料が生鮮食品の場合の表示方法の内訳]



※³ 「又は表示」：原材料の原産地として使用する可能性のある複数国を、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法

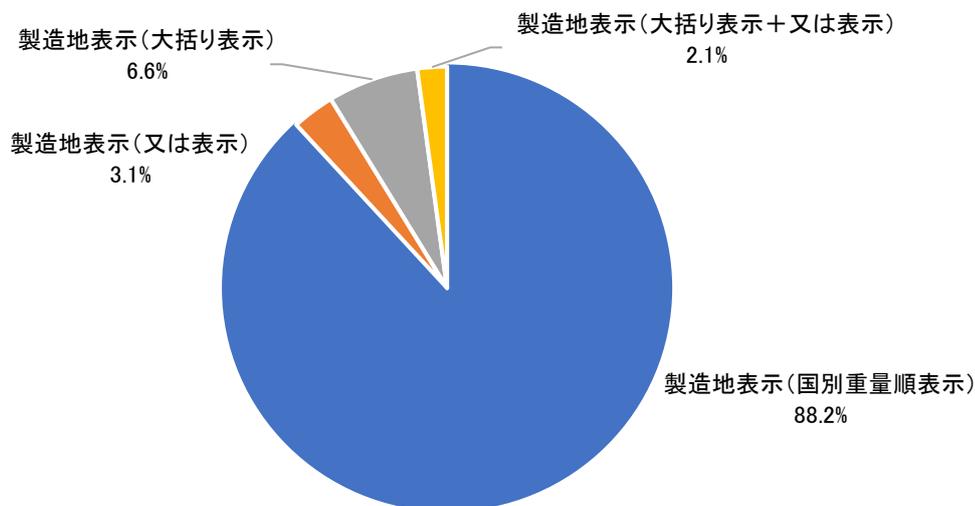
※⁴ 「大括り表示」：外国の原産地表示を「輸入」などと括って表示する方法

イ 対象原材料が加工食品の場合

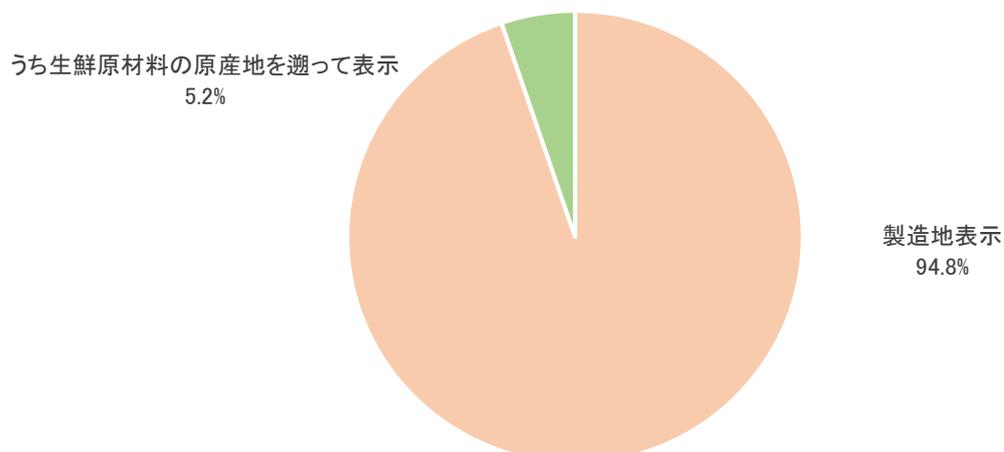
	商品数
製造地表示（国別重量順表示）	657
うち生鮮原材料の原産地を遡って表示 ^{※5}	(37)
製造地表示（又は表示）	23
うち生鮮原材料の原産地を遡って表示	(1)
製造地表示（大括り表示）	49
うち生鮮原材料の原産地を遡って表示	(1)
製造地表示（大括り表示＋又は表示）	16
うち生鮮原材料の原産地を遡って表示	(0)
合計	745

※5 対象原材料が加工食品の場合に、製造地の表示に代えて、当該対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮原材料の名称と共にその原産地を表示する方法

[対象原材料が加工食品の場合の表示方法の内訳]



[うち生鮮原材料の原産地を遡って表示している割合]



ウ 「又は表示」、「大括り表示」及び「大括り表示＋又は表示」（以下「例外表示」という）をしている品目及びその割合^{※6}

品目	例外表示をしている商品数	商品数	割合（％）
加工肉	24	35	68.6
魚肉練製品	11	30	36.7
乳製品	15	61	24.6
他の飲料 ^{※7}	19	98	19.4
他の調理食品 ^{※8}	15	81	18.5
菓子類	36	205	17.6
コーヒー・ココア	3	18	16.7
酒類	18	109	16.5
大豆加工品	4	27	14.8
他の穀類 ^{※9}	2	15	13.3
他の魚介加工品 ^{※10}	4	31	12.9
乾物・海藻	1	13	7.7
茶類	1	15	6.7
調味料	17	261	6.5
パン	0	26	0.0
麺類	0	62	0.0
塩干魚介	0	2	0.0
牛乳	0	8	0.0
他の野菜・海藻加工品 ^{※11}	0	28	0.0
果物加工品	0	6	0.0
油脂	0	17	0.0
主食的調理食品	0	11	0.0
合計	170	1,159	14.7

※6 総務省「家計調査」における収支項目分類の支払に係る食料の分類に基づき分類した。

※7 茶類、コーヒー、ココア以外の飲料

※8 主食的調理食品（米、麺類、パン類、餅類を含んでいるもの。）に分類されない調理食品

※9 穀類を粉化したもの及び米、パン、麺類に分類されない穀類

※10 生鮮魚介、塩干魚介、魚肉練製品以外の魚介に加工を施したもの

※11 野菜、豆類、海藻を主成分として加工を施したもの

エ 対象原材料が生鮮食品で例外表示をしている割合※12

対象原材料	例外表示をしている商品数	商品数	割合 (%)
トマト	6	7	85.7
豚肉	28	35	80.0
魚肉	9	17	52.9
牛肉	4	8	50.0
いちご	2	4	50.0
にんじん	2	6	33.3
鶏肉	4	19	21.1
大豆	8	40	20.0
じゃがいも	4	22	18.2

※12 例外表示が1商品のみは省略している。

(内訳) 米、オーツ麦、りんご、玉ねぎ、オレンジ、たら、いか、えび、からすがれい、すけとうだらの卵、べにさけ、数の子、牛ハラミ、青のり、コーヒー豆

オ 対象原材料が加工食品で例外表示をしている割合※13

対象原材料	例外表示をしている商品数	商品数	割合 (%)
カカオマス	5	5	100.0
マルチトール	3	3	100.0
脱脂加工大豆	3	3	100.0
ナタデココ	2	2	100.0
ポテトフレーク	2	2	100.0
麦芽	18	20	90.0
ナチュラルチーズ	10	22	45.5
乳製品	12	30	40.0
難消化デキストリン	3	8	37.5
砂糖	17	73	23.3

※13 例外表示が1商品のみは省略している。

(内訳) オーツ麦フレーク、カットじゃがいも、ぶどう果汁、りんご果汁、レーズン、魚肉すり身、バター、コーヒー、還元水あめ、アルコール、ゼラチン、乳たんぱく質、乳糖

<問合せ先>

消費者庁 食品表示企画課

電話：03-3507-9223 (直通)

担当：松尾、大西